

証券コード 7096
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
株式会社ステムセル研究所
代表取締役社長 清水 崇文

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第24期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(https://www.stemcell.co.jp/corporate/ir/library/shareholders_meeting.php)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決
権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後6時までには到着するよ
うご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開 催 日 時 2023年6月23日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
2. 開 催 場 所 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア イースト
タワー2F 大手町ファーストスクエアカンファレンス [RoomD]
※本株主総会より会場が変更となっておりますので、末尾の会場案内図
をご確認ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

第24期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・計算書類の個別注記表

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役 乃一進介氏は2023年2月28日をもって辞任しました。取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ガバナンスの強化と取締役会の多様性を図るため、社外取締役1名を増員することとし、取締役4名の候補者選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しみず たかふみ 清水 崇文 (1973年3月17日)	1998年9月 株式会社日本トリム入社 2006年8月 同 社 関 係 会 社 PT.SUPER WAHANA TEHNO 副社長 2010年4月 株式会社日本トリム経営企画部長 2013年4月 同社執行役員経営企画担当 2013年8月 株式会社日本トリム関係会社 株式会社トリムジンホールディングス（現 株式会社トリムメディカル ホールディングス）代表取締役社長 2013年9月 当社取締役 2016年6月 当社代表取締役社長（現任）	51,400株
2	やまだ ともお 山田 智男 (1944年11月25日)	1968年4月 三菱商事株式会社入社 1998年4月 同社燃料第二本部長（参与） 1999年2月 同社中国支社長（理事） 2004年7月 豊国工業株式会社常務取締役 2015年6月 当社社外取締役 2018年6月 株式会社トリムメディカル ホールディングス取締役 2019年2月 当社社外取締役（現任）	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	あんどう きみひで 安藤公秀 (1959年11月14日)	1982年4月 三菱商事株式会社入社 2007年3月 同社関係会社PT.Kaltim Parna Industri代表取締役社長 2010年4月 同社パキスタン総代表(理事) 2020年1月 株式会社安藤公秀代表取締役(現任) 2020年1月 House of Habib会長顧問兼在日総代表(現任) 2020年1月 AGC株式会社化学品カンパニーシニアアドバイザー(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	4,000株
4	おおおくぼ ゆみ 大久保由美 (1975年9月10日)	2000年4月 横浜地方裁判所 判事補 任官 2002年5月 弁護士登録 2014年8月 島田法律事務所 パートナー(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田智男、安藤公秀、大久保由美の3名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
3. 山田智男、安藤公秀の両氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、大手商社における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことにより、経営体制がさらに強化できると期待し、選任をお願いするものであります。山田智男、安藤公秀の両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山田智男氏は4年4ヶ月となり、通算の在任期間は7年4カ月となります。安藤公秀氏は3年となります。
4. 大久保由美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、弁護士として幅広い見識を有しており、法律の専門家として独立性をもって、当社の経営全般に助言いただくことにより、経営体制がさらに強化できると期待し、また社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 当社と山田智男、安藤公秀の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、山田智男、安藤公秀の両氏の選任が承認された場合、当該契約を延長する予定であります。大久保由美氏の選任が承認された場合、同様に当該契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は取締役安藤公秀氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。取締役候補者大久保由美氏も同様に独立性の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、同氏は新たに独立役員となる予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役坂井和夫氏は辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、監査役候補者森澤夕子氏は監査役坂井和夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
もりさわ ゆうこ 森澤 夕子 (1972年9月12日)	1995年4月 三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社 2015年3月 株式会社ラボレムス取締役（現任）	－株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 森澤夕子氏は当社の親会社である株式会社トリムメディカル ホールディングスの株式（100%）を保有する株式会社日本トリムの取締役の三親等以内親族であります。
3. 森澤夕子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。
4. 森澤夕子氏を社外監査役候補者とした理由は、高い見識を持ち、特に多様性や女性の活躍促進等における知見から助言いただけるものと判断し、監査役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 森澤夕子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め監査役の補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
さかい かずお 坂井 和夫 (1947年3月4日)	1969年4月 小玉株式会社 入社 1971年8月 日本ワイス株式会社 入社 1999年6月 当社入社 2000年9月 当社取締役事業本部長 2003年1月 当社常務取締役兼さい帯血事業本部長 2005年7月 当社代表取締役社長 2013年11月 当社顧問 2018年6月 当社取締役 2019年2月 当社常勤監査役 2022年6月 当社監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂井和夫氏は、本総会終結の時をもって、当社監査役を辞任されます。
3. 坂井和夫氏は、当社の監査役として十分な活動実績があることに加え、過去から当社役員としての活動実績から、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。
4. 坂井和夫氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

2023年2月28日をもって取締役を辞任した乃一進介氏及び本總會終結の時をもって監査役を辞任する坂井和夫氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役につきましても取締役会に、監査役につきましても監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

本議案の株主總會への付議は、役員退職慰労金規程に沿って取締役会で決定しており相当であると判断しております。

乃一進介氏、坂井和夫氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
乃 一 進 介	2016年6月 当社取締役 2020年6月 当社取締役常務執行役員 2023年2月 当社取締役辞任
坂 井 和 夫	2019年2月 当社常勤監査役 2022年6月 当社監査役 現在に至る

事業報告

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動への影響が継続いたしましたが、当社におきましては、当社主事業である「細胞バンク事業」における「さい帯血」保管サービス（市場シェア約99%）及び2021年4月より開始した日本初の「さい帯（へその緒）」保管サービス（同100%）それぞれの検体数増加及び2022年12月よりのサービス価格改定が寄与し、過去最高の売上高を計上いたしました。

また、2021年3月12日付で厚生労働省（関東信越厚生局）より特定細胞加工物製造許可を取得し稼働させた横浜細胞処理センターの体制強化も順調に進んでおり、中期経営目標である年間約2万検体の処理能力の確保と運用力の強化に取り組んでおります。

3年に亘り社会経済活動に多大な影響を与えた新型コロナウイルス感染症については、WHOが緊急事態の終了を宣言し、日本国内でも5月8日から法律上の位置付けが変更されたことにより、当社の主要なマーケティングチャネルである医療機関でも正常化に向けた動きが加速しております。これにより当社の目指すデジタル（オンライン広告、SNS等）とリアル（産科施設内でのスピーチやPR等）のマーケティングの相乗効果が高まり、今後の業績拡大に大きく貢献する見込みです。また、コロナ禍の中で一時ストップしていた海外の企業との交流も再開しつつあり、今後アジアを中心とした海外展開にも再度チャレンジしてまいります。

「さい帯血」を用いた再生医療分野につきましては、国内では高知大学医学部附属病院小児科において脳性麻痺児に対する臨床研究が順調に進んでおります。また大阪公立大学大学院医学研究科発達小児医学教室を中心としたグループでは低酸素性虚血性脳症（HIE）児に対する臨床研究も引き続き進められております。

米国においては、FDA認可のもとデューク大学で進められている脳性麻痺児等へのさい帯血投与プログラムへ、当社でさい帯血を保管されている方々が参加されるケースが増加しており、その結果も良好です。

「さい帯」を用いた研究開発につきましては、大阪大学大学院医学系研究科スポーツ医学教室と設立した「運動器スポーツバイオメカニクス学講座」において、新たな半月板治療法

の開発を推進しております。

また、東京大学医科学研究所セルプロセッシング・輸血部及び東京大学医学部附属病院ティッシュ・エンジニアリング部との小児形態異常等の先天性疾患に対する治療法の開発も、引き続き推進しております。

そして、当社における国内全出生数に対する細胞保管率を、中期（2028年3月期）経営目標である約3%（さい帯血保管数約2万検体、今期は約1%、7,564検体）からさらに高めるため、幹細胞を用いた治療機会の拡大や細胞培養時の生産物（エクソソーム等）を利用する新事業も、来期のスタートに向け積極的に推進してまいります。

これらの活動の結果、当事業年度における売上高は、過去最高の、2,091,293千円（前期比17.4%増）、営業利益は、297,560千円（同31.1%増）、経常利益は、300,365千円（同41.3%増）となりました。また、今後の更なる事業拡大フェーズにおける業務効率向上及びESGの観点（働く環境の充実）から、本年2023年5月29日に本社の移転を実施しており、本社移転に伴う固定資産の減損損失等21,407千円を当期において特別損失に計上した結果、当期純利益は、198,032千円（同48.1%増）となっております。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、事業拡大に向けた投資と財務体質の強化のため、当期も引き続き無配とさせていただきます。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は110,179千円（資産除去債務を含まない。）であります。その主なものは、細胞保管センターに関する設備新設工事（36,130千円）、検体保管容器（39,490千円）となっております。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2020年3月期)	第22期 (2021年3月期)	第23期 (2022年3月期)	第24期(当期) (2023年3月期)
売上高	1,676,456千円	1,409,515千円	1,781,943千円	2,091,293千円
経常利益	382,533千円	92,407千円	212,554千円	300,365千円
当期純利益	277,485千円	62,371千円	133,726千円	198,032千円
1株当たり当期純利益	28円51銭	6円41銭	13円20銭	19円33銭
総資産	3,564,700千円	3,958,493千円	5,215,602千円	5,811,615千円
純資産	1,259,838千円	1,322,209千円	2,103,983千円	2,298,588千円
1株当たり純資産	129円42銭	135円83銭	205円33銭	224円33銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、2019年12月27日付で、普通株式1株につき700株の株式分割を行い、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では、2020年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。
3. 当期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
4. 第23期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第23期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

① 基本方針

当社は、コーポレートスローガンでもある、「あたらしい命に、あたらしい医療の選択肢を。」を実現するために、周産期の組織に由来する幹細胞を中心とした「細胞バンク事業」のノウハウの蓄積・技術開発・サービスの向上に努めてまいります。

そして、細胞バンクに保管されている細胞を用いて「新しい医療」を提供しようと日々努力を重ねられている医師や研究者の方々と協力し、これまで治療法のない病態に苦しむ患者さんに寄り添い、医療の発展に寄与することを目標としております。

また、当社独自の、細胞バンク事業のネットワークを基盤とした新たなビジネスモデルの構築による収益拡大に取り組んでおります。

② 対処すべき課題

当社は、コーポレートスローガンでもある、「あたらしい命に、あたらしい医療の選択肢を。」を実現するために、以下を課題と捉え対処してまいります。

- ・当社は、周産期の組織に由来する幹細胞を中心とした「細胞バンク事業」を主事業としております。この「細胞バンク事業」において、さい帯血の保管については、厚生労働省健康局より、「臍帯血取扱事業の届出」の提出を要請されており、当社は今後も同省と協議しながら、適切に事業運営を行ってまいります。
- ・当社の主事業である「細胞バンク事業」においては、近年その需要が急激に高まってきており、当社は2021年3月に新たな細胞処理センター（横浜市）を増設いたしました。今後も2021年4月に開始した「さい帯（へその緒）保管サービス」を含めた、出産に由来する組織由来の細胞（周産期組織由来細胞）等の採取、保管事業の拡大に備え、細胞処理能力、細胞保管能力の増強を行ってまいります。
- ・当社では、人員の増強、組織の強化が重要な経営課題の一つと捉えております。今後も、専門知識を持った優秀な人材を継続的に採用、また育成を行い、組織を強化して行くとともに、「デジタル化」による、より効率的な業務運用を目指してまいります。また、社員のモチベーションを上げるための研修制度、福利厚生も充実させてまいります。
- ・当社では、持続的な企業価値向上を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが重要であると考えております。そのため、コーポレート・ガバナンス強化の取組みとして、社外取締役の充実等、意思決定プロセスの透明化を図ってまいります。また、役職員に対して、コンプライアンス意識を高めるための啓蒙活動を継続してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

細胞バンク事業

(6) 主要な営業所及び施設並びに使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 主要な営業所及び施設

営業所

名 称	所在地
本社	東京都港区
虎ノ門オフィス	東京都港区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市東区
大阪オフィス	大阪府豊中市
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区

施設

名 称	所在地
東京細胞処理センター（東京CPC）	東京都港区
横浜細胞処理センター（横浜CPC）	神奈川県横浜市緑区
細胞保管センター（CCC）	神奈川県横浜市緑区

② 使用人の状況

使用人数	92名	前期末比増減	10名
平均年齢	37.7歳	平均勤続年数	5.2年

（注） 上記使用人には、臨時従業員（嘱託、パートタイマー等）を含みません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2023年3月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社トリムメディカル ホールディングスで、同社は当社の株式を7,384,200株（持株比率 72.06%）保有しております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 38,920,000株

(注) 2023年1月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は19,460,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 10,246,600株（自己株式46株を含む）

(注) 2023年1月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は5,123,300株増加しております。

(3) 株主数 2,080名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社トリムメディカル ホールディングス	7,384,200株	72.06%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	339,400株	3.31%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	324,000株	3.16%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	266,200株	2.59%
名古屋中小企業投資育成株式会社	168,000株	1.63%
野村信託銀行株式会社（投信口）	142,000株	1.38%
野村証券株式会社	126,400株	1.23%
森 雅 徳	124,600株	1.21%
山 本 邦 松	90,200株	0.88%
Sino Cell Technologies Inc.	70,000株	0.68%

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当期中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	清 水 崇 文	
取 締 役	山 田 智 男	
取 締 役	安 藤 公 秀	株式会社安藤公秀代表取締役 House of Habib会長顧問兼在日総代表 AGC株式会社化学品カンパニーシニアアドバイザー
常 勤 監 査 役	長 江 賢	
監 査 役	坂 井 和 夫	
監 査 役	藤 川 義 人	弁護士（弁護士法人 淀屋橋・山上合同）

- (注) 1. 取締役 山田智男及び安藤公秀は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 長江賢及び藤川義人は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外監査役 藤川義人は、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 安藤公秀及び監査役 長江賢を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役 乃一進介は2023年2月28日をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 本件は2019年6月12日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・基本方針

当社の取締役の報酬は当社の持続的成長及び企業価値向上を実現するために機能する報酬体系とし、取締役の報酬水準は、経済・社会情勢等を踏まえたものとするを基本方針とする。具体的には、a.基本報酬、b.短期インセンティブ報酬としての賞与、c.中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションで構成する。社外取締役については、経営への監督機能を有効に機能させるため、基本報酬のみとする。

なお、今後、更なる中長期の企業価値創造を引き出すため、固定報酬の割合を下げ、業績連動による報酬の新たな導入の検討を進めるものとする。

a.基本報酬

基本報酬は、月齢の固定報酬とし、役位及び担当する職務、在任年数等に応じて決定する。(退職慰労金を含む。)

b.短期インセンティブ報酬としての賞与

短期インセンティブ報酬としての賞与の額及び支給の時期については、株主総会決議に従うことを前提に、代表取締役社長が会社の業績、役位及び担当する職務等に応じて案を策定し、取締役会において決定する。

c.中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプション

取締役に対し、中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションを付与する場合は、都度、その内容について取締役会で決議のうえ、株主総会に付議することとする。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第20期定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第20期定時株主総会において、年

額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬としての金銭報酬については、代表取締役社長清水崇文に取締役個人別の報酬額の具体的内容を委任し、代表取締役社長において決定しております。

理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることによります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を十分配慮したうえで決定することとしております。

当社取締役会は取締役会個人別の報酬案が役員報酬に関する社内基準に基づいていることを事後的に確認していることから、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	61,629 (8,345)	49,429 (8,345)	—	—	12,199 (—)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,993 (8,250)	11,900 (8,250)	—	—	93 (—)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	73,622 (16,595)	61,329 (16,595)	—	—	12,293 (—)	8 (5)

(4) 社外役員に関する事項

- ・重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	山 田 智 男	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に豊富な経営経験及び幅広い見識に基づき、議案等につき必要な発言を適宜行っております。大手商社における豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に助言をいただいております、当社の社外取締役として業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	安 藤 公 秀	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に海外での豊富な経営経験及び幅広い見識に基づき、議案等につき必要な発言を適宜行っております。大手商社における豊富な海外経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に助言をいただいております、当社の社外取締役として業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役	長 江 賢	当事業年度6月以降開催の取締役会11回及び監査役会10回全てに出席し、常勤監査役として大手商社における豊富な経営経験及び幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役	藤 川 義 人	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決議の内容

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っております。その概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会規程をはじめ社内諸規程の制定、適正な運用とともに必要に応じ発展的に改正等を行う。
- ② コンプライアンス管理規程を制定し、教育研修等の場を設けるなど、その修得を図るものとする。
- ③ 内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査担当者及び代表取締役は必要に応じて、会計監査人及び監査役会と連携し、情報交換等を行い、効率的な内部監査を実施する。
- ④ 取締役及び使用人が法令もしくは定款に抵触する行為が認められたとき、それを告発しても、当該告発者が不利益な扱いを受けない旨の、「社内通報制度」を制定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行にかかわる文書（電磁的記録を含む）の保存及び管理の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき必要に応じて適時見直し整備、作成、保管及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、次のように定めております。

- ① 取締役会議事録、株主総会議事録、社内規程、各種契約書などの重要文書は、電子媒体によるバックアップを併用し適切に保存管理する。
- ② 文書管理所管部署は管理本部であるが、取締役及び監査役の閲覧請求に対して常に閲覧に供するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経済活動におけるあらゆる損失の危険（リスク）を総合的かつ適切に認識し対応するため、リスク管理規程を制定し、多様なリスクを未然に防止するとともに、危機発生時にはそのリスクを極小化する管理体制を整備するものとしております。リスク管理部門としては、管理本部が統括し、担当執行役員がそれを管掌することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な職務執行体制を確保するために次のように定めております。

- ① 定例取締役会を毎月一回開催するほか、機動的な意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行体制を確保する。
- ② 取締役会の決定に基づく職務執行を効率的に行うため、当社社内規程に基づく権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ③ 業務の効率化に必要な情報インフラの整備・構築を図る。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 内部監査による業務監査により、会社全般にわたる業務の適正性を確保し、公正で効率的な遂行を図ることを目的とし、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 管理担当執行役員は、効率的経営を促進するために、人材、資金及び情報等の統制環境を整備する。
- ③ 財務報告に係る内部統制の評価の基本方針に基づき、決算財務プロセス、重要性の大きいプロセスを整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項その使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、使用人を指名し、指名された使用人は補助者としてその職務に専念する。

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人は必要に応じてその人員を確保する。
- ② 監査役が指定する補助期間中での指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び他の者の指揮命令は受けないものとする。
- ③ 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、内部通報の事実を、速やかに監査役に報告する体制を整備する。

- ① 監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は速やかに監査役に報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の理由を求められた場合には、速やかに報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、社外監査役を含め公正かつ透明性を担保するための体制を整備する。

- ① 監査役は代表取締役との意見交換を密にし、相互の意思疎通を図る。
- ② 監査役会は内部監査担当者及び管理部と定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査役は業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取する。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力との関係を根絶するため、「反社会的勢力排除規程」に従い、主管部署たる管理本部が反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括して対応しております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、取締役及び使用人に対し、その階層に応じて必要な教育研修を行う他、コンプライアンス委員会の実施によって法令及び定款を遵守するための取組みを行っております。また、法令違反その他のコンプライアンス上問題のある行為に関する相談、内部通報の体制を内部通報規程に定め、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応に努めております。

(3) リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため、リスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を適宜取締役会で協議を行うなど、リスク管理の強化を図っております。

(4) 内部監査

内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,545,462	流動負債	3,431,572
現金及び預金	3,324,021	買掛金	30,186
売掛金	1,140,826	未払金	129,852
原材料及び貯蔵品	39,352	未払費用	17,366
前払費用	43,587	未払法人税等	62,446
その他の	1,514	前受金	3,095,007
貸倒引当金	△3,839	預り金	8,031
		賞与引当金	48,658
		リース債務	1,333
		その他	38,688
固定資産	1,266,152	固定負債	81,454
有形固定資産	648,055	役員退職慰労引当金	21,013
建物	616,509	資産除去債務	55,886
工具、器具及び備品	515,661	リース債務	4,555
リース資産	6,060	負債合計	3,513,026
減価償却累計額	△490,176	(純資産の部)	
無形固定資産	24,532	株主資本	2,301,924
ソフトウェア	24,532	資本金	704,805
投資その他の資産	593,565	資本剰余金	589,805
関係会社株式	16	資本準備金	589,805
投資有価証券	243,301	利益剰余金	1,007,405
役員に対する長期貸付金	133,050	その他利益剰余金	1,007,405
関係会社長期貸付金	5,404	繰越利益剰余金	1,007,405
長期前払費用	1,331	自己株式	△91
繰延税金資産	44,207	評価・換算差額等	△3,336
その他	166,252	その他有価証券評価差額金	△3,336
		純資産合計	2,298,588
資産合計	5,811,615	負債及び純資産合計	5,811,615

損益計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,091,293
売 上 原 価		755,450
売 上 総 利 益		1,335,843
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,038,282
営 業 利 益		297,560
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,868	
助 成 金 収 入	412	
そ の 他	523	2,804
経 常 利 益		300,365
特 別 損 失		
本 社 移 転 費 用	21,407	21,407
税 引 前 当 期 純 利 益		278,957
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	95,332	
法 人 税 等 調 整 額	△14,408	80,924
当 期 純 利 益		198,032

株主資本等変動計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	704,805	589,805	589,805	809,372	809,372	—	2,103,983
当期変動額							
当期純利益				198,032	198,032		198,032
自己株式の取得						△91	△91
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	198,032	198,032	△91	197,941
当期末残高	704,805	589,805	589,805	1,007,405	1,007,405	△91	2,301,924

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	—	2,103,983
当期変動額			
当期純利益			198,032
自己株式の取得			△91
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△3,336	△3,336	△3,336
当期変動額合計	△3,336	△3,336	194,604
当期末残高	△3,336	△3,336	2,298,588

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、貯蔵品……………総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法に基づいております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、細胞バンク事業を営んでおり、売上高は、主に「技術料」、「保管料」から構成されております。

技術料は、細胞分離及び細胞処理の際に必要な分離料、検査料及び登録料を技術料として分類しております。保管料は、細胞保管料を保管料として分類しております。

さい帯血の細胞分離及びさい帯の細胞処理については、顧客との契約に基づき、顧客から預かったさい帯血の細胞分離又はさい帯の細胞処理を行う義務を負っております。当該履行義務はさい帯血の細胞分離又はさい帯の細胞処理が完了した一時点で充足されるものであり、細胞分離又は細胞処理が完了した時点において収益を認識しております。

細胞保管については、顧客との契約に基づき、顧客から預かり、細胞分離又は細胞処理した細胞を契約期間にわたり保管する義務を負っております。当該履行義務は時の経過に応じて履行義務が充足されるため、契約期間にわたり按分して収益を認識しております。

取引の対価は、主に細胞分離又は細胞処理の履行義務充足後に支払いを要求しており、履行義務充足後の支払は、履行義務充足時点から概ね1か月以内に行われることから重要な金融要素は含んでおりません。なお、分割払いにより支払われる場合においても、契約単位で重要性に乏しく、金融要素の影響について約束した対価の額の調整は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債務

金銭債務	138千円
------	-------

2. 取締役に対する金銭債権

金銭債権	133,719千円
------	-----------

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社取引高

売上高	24千円
その他の営業取引高	594千円

2. 本社移転費用

本社移転費用の内訳は、固定資産の減損損失17,378千円及び解約違約金4,029千円であります。

当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

用途・場所	種類	場所	減損損失 (千円)
本社及び虎ノ門オフィス	建物 工具、器具及び備品 敷金及び保証金	東京都内	17,378

当社は、管理会計上の区分をもとに、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によってグルーピングしております。

当事業年度において、当社は、本社移転の意思決定を行った結果、本社及び虎ノ門オフィスの建物、工具、器具及び備品並びに敷金及び保証金につき、将来の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、本社移転費用として特別損失に計上しております。その内訳は、建物7,292千円、工具、器具及び備品3,484千円、敷金及び保証金6,601千円であります。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、零として評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 10,246,600株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 46株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、役員退職慰労引当金及び資産除去債務に係る税務加算等であり、繰延税金負債の発生の原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、事務機器、検体保管設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金を自己資金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式及び債券であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について管理本部が顧客ごとに期日管理及び残高管理を行い、状況を随時把握することでリスクの軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク(株価及び金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することでリスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持するほか、金融機関との当座貸越契約締結などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 売掛金	1,140,826		
貸倒引当金 (※ 2)	△3,839		
	1,136,986	1,134,767	△ 2,218
資産計	1,136,986	1,134,767	△ 2,218

(※ 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
売掛金	262,471	878,355	—	—
合 計	262,471	878,355	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 売掛金	－	1,134,767	－	1,134,767
資産計	－	1,134,767	－	1,134,767

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 売掛金

短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、当事業年度末から決済日までの期間が1年を超えるものについては、債権額を決済日までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値によっております。その時価をレベル2の時価に分類しております。

(関連当事者に関する注記)

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
役員	清水崇文	被所有 直接0.5%	当社代表取締役	資金の貸付	－	役員に対する 長期貸付金	133,050
				受取利息	1,469	未収利息	669

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

役員に対する長期貸付金について、市場金利を勘案して金利を決定しております。元本返済条件について2022年5月に条件変更を行い、2023年3月以降毎期均等返済から、2041年3月一括返済としております。当該変更による重要な影響はありません。

また、当社株式51,400株を担保として受け入れております。なお、取引金額、期末残高には消費税等は含まれておりません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	細胞バンク事業	合計
一時点で移転される財	1,716,143	1,716,143
一定の期間にわたり移転される財	375,150	375,150
顧客との契約から生じる収益	2,091,293	2,091,293
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	2,091,293	2,091,293

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	594,475	1,140,826
契約負債		
前受金	2,745,081	3,095,007

(注) 1. 契約負債は主に細胞保管に関する契約に基づき顧客より受領した前受金に関連するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当事業年度に認識した収益の額のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は301,955千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

細胞保管については、契約に定められた定額の保管料を請求しており、顧客に移転した保管サービスの価値に直接対応する金額で顧客から対価を受ける権利を有しており、当該請求する権利を有している金額で収益を認識していることから、実務上の便法に従い残存履行義務に配分した取引価格に関する注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 224円33銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 19円33銭 |

(注) 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社ステムセル研究所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 匡 伸
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 慧 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ステムセル研究所の2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し

ているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

株式会社ステムセル研究所	監査役会
常勤監査役（社外監査役）	長 江 賢 ㊟
監査役	坂 井 和 夫 ㊟
監査役（社外監査役）	藤 川 義 人 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町1-5-1

大手町ファーストスクエア イーストタワー 2F
大手町ファーストスクエアカンファレンス [RoomD]
本株主総会より、会場が変更となっております。

交通

東京メトロ 東西線・丸ノ内線・千代田線・半蔵門線
都営地下鉄 三田線
各大手町駅 (C8、C11、C12出口直結)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。